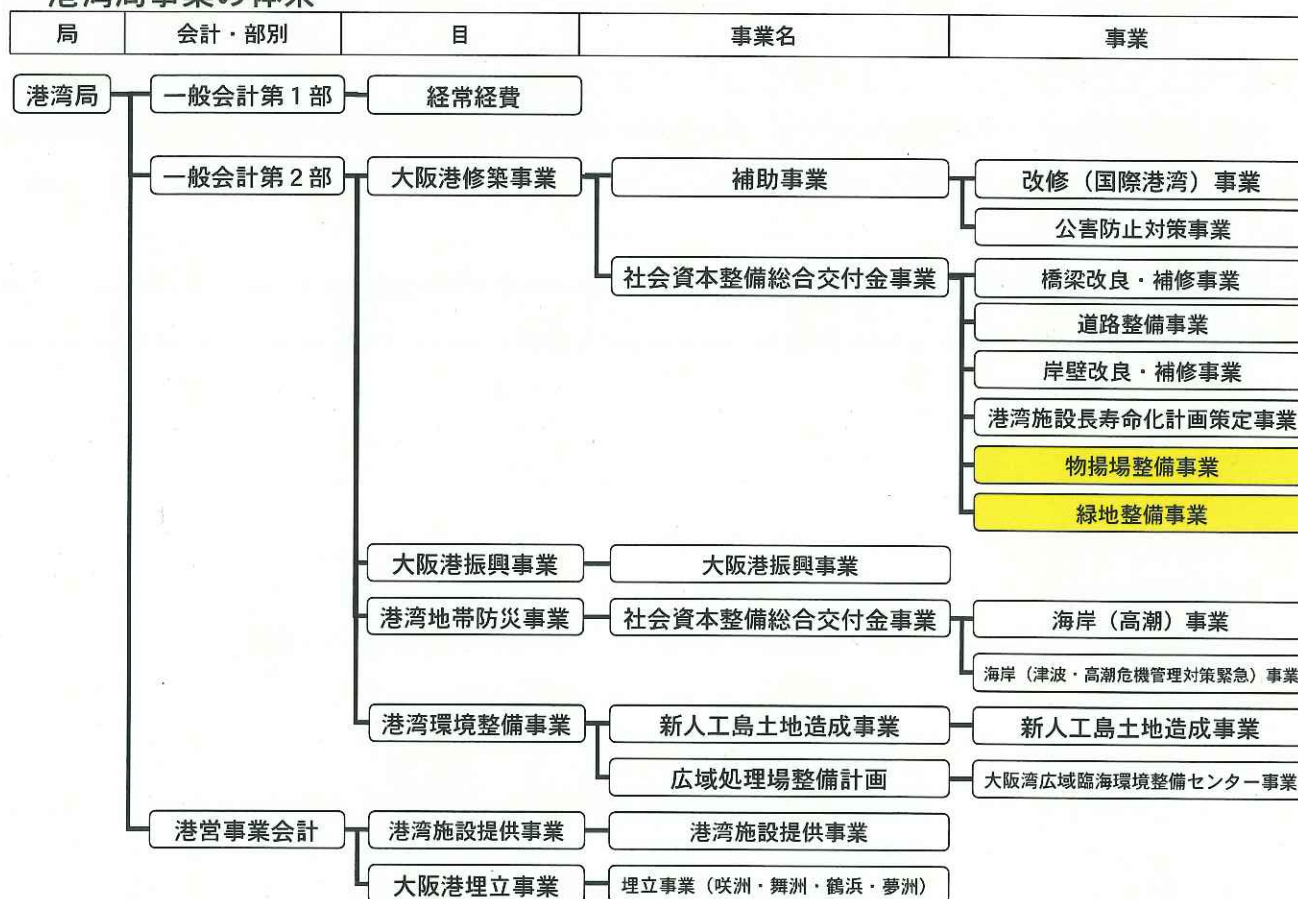


# 中央突堤臨港緑地整備事業 (物揚場整備事業含む) 実施状況説明資料

平成23年11月  
港湾局

## 港湾局事業の体系



## 事業概要・事業目的

・大阪市では、市民に親しまれる港づくりをめざし、昭和48年に港湾の環境や景観を整備し、保全する目的で、港湾法が一部改正されたことを契機に同年より大阪港でも補助事業として緑地造成を実施している。

その整備方針は以下のとおりである。

▽大阪港の西側水際沿いに大規模な緑地を整備し、市民のレクリエーション需要に対応するとともに、大阪港の修景を図る。

▽自然環境の保全を図り、市民が自然と接することのできる緑地を整備する。

▽港で働く人々、港を訪れる人々が憩い集うことのできる緑地を整備する。

なお、平成23年4月末時点での港湾環境整備事業（補助）で整備（供用含む）した緑地は約95ha（計画面積約136ha）である。

（平成22年度に国庫補助事業から社会資本整備総合交付金へ移行）

・さらには、大阪港港湾計画において、「防災緑地」として位置付けられており、「大阪市地域防災計画」では、大阪港港湾計画に基づき、災害応急対策活動に資する緑地として位置付け、整備を推進している。また、当地区は海上保安庁や税関をはじめとする官公庁などの港湾管理中枢機能が多く立地しており、災害発生時には港湾の防災活動の要となり、防災緑地に隣接して官公庁の船舶を集約係留できる物揚場を整備することにより、通常時・災害時を通じて公共船舶の効率的な運用を図り、緑地と一体となった防災拠点の形成を目指している。



2

## 事業の変遷

港湾法一部改正（昭和48年7月）・・・港湾環境整備事業の創設。

・昭和48年以前の港湾計画での緑地面積は約9haであったことに対して、昭和51年の港湾計画改訂では約61haと大幅に緑地面積が増加している。（平成23年4月末現在の港湾環境整備事業（補助）の計画面積は136haである）

（平成22年度に国庫補助事業から社会資本整備総合交付金へ移行）

・下記の年表により、緑地事業を進めているが大阪市民のうち景観に満足している割合は平成19年度調査で約51%（データでみる大阪のすがた平成19年度版より）であり必ずしも高いとはいえない状況にあり、引き続き緑地整備等に取り組む必要がある。

昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
昭和33年 緑地1000年の様な緑化運動が始まる	昭和48年 港湾法の一部改正	昭和58年 大阪市花とまちづくり推進本部設置 くりに21世紀に向けた花と緑のまちづくり決定の策定	平成2年 大阪市の総合計画21の策定 花と緑のまちづくりの指針 花と緑のまちづくりの指針を継承・発展させることを宣言	平成7年 グリッドランドデザインとして2005年の緑の施策	平成9年 大阪港がエコポートモデル港（地区）として指定される	平成19年 大阪市緑の基本計画の策定 都市計画法に基づく緑に関するマスタープランを策定	昭和54年 大阪南港海水遊泳場及び南港魚釣り園開園	昭和59年 南港野鳥園開園	昭和63年 大阪北港ヨットハーバー供用	平成9年 舞洲緑地供用	平成11年 中央突堤臨港緑地 物揚場整備事業と一体整備	平成13年 此花西部臨港緑地 中央突堤臨港緑地 一部供用

3

# 社会経済情勢の変化

## 事業採択時（平成9年）

・緑地の必要面積は、「地区の屋間人口×住民1人当たりの緑地面積（7㎡/人）」により求められ、当時の中央突堤臨港緑地は約7.5ha整備する計画であった。

・平成2年に開業した天保山ハーバービレッジは海遊館や天保山マーケットプレースなどを中心とした複合型アミューズメント施設として、文化・交流・レクリエーション空間として整備され、集客施設として多くの人が訪れている。

## 事業再評価時（平成18年）

・緑地の必要面積が約7.5haから約8.5haへ増加している。

・平成13年にユニバーサル・スタジオ・ジャパンが開業し、此花西部臨海地区と天保山地区を結ぶ海上シャトルの運航も始まり、引き続き天保山地区には多くの観光客が訪れ、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンとともに大阪を代表する観光エリアとなる。

## 事業再々評価時（平成23年）

・必要とされる緑地面積は変わっていない。

・天保山地区には、引き続き多くの観光客が訪れており、大阪を代表する観光エリアとなっている。また、クルーズ客船が寄港する大阪の玄関口として、さらなる活性化が期待される地区でもある。

・天保山築港地区は、活性化を図るため再開発事業を実施しており、中央突堤臨港緑地はこの再開発事業のアメニティの核となる緑地で、シンボル緑地・休息緑地・修景緑地・親水緑地として整備する必要な事業である。  
 ・さらには、大阪港港湾計画において、「防災緑地」として位置付けられており、「大阪市地域防災計画」では、大阪港港湾計画に基づき、災害応急対策活動に資する緑地として位置付け、整備を推進している。また、当地区は海上保安庁や税関をはじめとする官公庁などの港湾管理中枢機能が多く立地しており、災害発生時には港湾の防災活動の要となり、防災緑地に隣接して官公庁の船舶を集約係留できる物揚場を整備することにより、通常時・災害時を通じて公共船舶の効率的な運用を図り、緑地と一体となった防災拠点の形成を目指しており、必要な事業である。

## 事業計画・事業箇所図

・平成23年4月末現在での、港湾環境整備事業（補助）緑地の事業計画・完了等の箇所は以下のとおりである。



(平成22年度に国庫補助事業から社会資本整備総合交付金へ移行)